

〈研究ノート〉

高齢者福祉における介護系 NPO の意義と今後の課題*

大 和 三 重**

はじめに

今日では NPO (Non Profit Organization) という耳新しい名称も馴染んで新聞やテレビといったメディアにも日常的に登場するようになってきた。この NPO とは一体どこから来たのか。わが国における福祉領域での起源を遡れば1980年代後半から活発になってきた市民活動があげられる。とりわけ高齢者福祉に関しては当時社会の高齢化が問題として関心をよびつつあり、在宅福祉の重要性とそれに応えるボランティアの必要性が強調されるようになったことが大きい。特に住民参加型福祉活動といわれるボランティア活動がこのころから伸び始めている。そして1995年の阪神・淡路大震災を機に延べ137万人のボランティアが活動したことにより社会的関心がさらに高まった。現在の介護系 NPO の原型ともいわれる住民参加型在宅福祉サービスは高齢者や障害者の在宅生活を支えるために必要な地域の社会資源として一般に認識されるようになった。従来、行政や行政の委託により提供されていたサービスを公的セクターの範疇とするなら、これらの住民参加型在宅福祉サービスは非営利セクターとして位置づけられる。地域で暮らす高齢者や障害者にとって行政では対応しきれない多様なニーズが意識されるようになり住民参加型在宅福祉サービスへの期待につながっていると考えられる。その期待に応えるべく創設されたのが特定非営利活動促進法（以下 NPO 法とよぶ）である。本稿の目的は、将来の介護系 NPO の可能性について探る第一段階として、わが国における NPO の位置づけを国際比較研究の結果から概観し、福祉と NPO という関係

性の中で介護系 NPO の高齢者福祉における意義を理解し、今後果たし得る役割を考察することにある。

1. NPO の先行研究

わが国の NPO を考えるとき、ユダヤ教やキリスト教を背景とする欧米の非営利セクターとは異なる特徴がある。NPO 法では宗教団体や政治団体を除外している点でも非営利セクターのある一部分を NPO として認証していることがわかる。すなわち日本では医療法人、学校法人、宗教法人といった団体は公益法人に含まれるのであるが、NPO 法人とは別枠に取扱い、所轄官庁も異なっている。このように日本の非営利セクターは複雑な体系になっていて、諸外国でいうところの NPO とは中身や枠組みが異なり単純に比較することはできない。しかし、サラモン (Salamon, et al., 1999) によって1980年代後半から90年代前半にかけてと、1990年代後半からの2期に分けて行われた NPO の国際比較プロジェクトは NPO の統一的な定義と分類に基づき、各国の NPO の活動規模、範囲および構造について定量的に明らかにしようとするものだった。第1期は12カ国の参加を得て7カ国の比較データを公表し、第2期は30カ国の参加を得て22カ国の比較データを公表している。

NPO 研究で用いられる非営利セクターの理論の中には「隙間を埋める」理論があり、公共財の提供主体はあくまでも公的セクターであり、その他の主体は「すき間産業」(入山, 2005) に過ぎないとの一般的認識を捉えたものである。さらに言えば、政府による社会福祉がどれだけ充実して

*キーワード：高齢者福祉、介護系 NPO、NPO 法

**関西学院大学社会学部助教授

いるかによって、非営利セクターの規模はそれに反比例するという考え方で、国家によってカバーされる福祉の範囲が広ければ広いほど、民間非営利セクターの出る幕はなくなるというものである。他にもワイズブロード (Weisbrod, 1998) などはNPOが存在する意義は「政府の失敗」にあると唱えている。「政府の失敗」とは、公共財はその性格上政府の手に委ねられることが多いが、その場合官僚主義の欠点や画一的なサービスによって評判が良くない。税金を使っている以上、公平公正を重視しなければならない政府の特性として仕方ない面もあり、個別のニーズをもつ少数派へのきめ細かいサービスはNPOの方が適していると主張するものである。そして先の「隙間を埋める」理論と同じく、政府の規模とNPOの規模の間には逆相関が見られることを主張している。これらのものは対立理論と呼ばれるもので、政府と非営利セクターの関係を対立的な関係としてとらえ、政府の支出が限定されているところにおいてのみ非営利セクターが大きくなると予想する理論である。その国の福祉国家の程度と非営利セクターの発展が反比例にあるとすれば、近年のわが国におけるNPOの発展は国による社会福祉への介入が少なくなっていて、米国に代表されるような小さな政府になりつつあると考えられるのだろうか。答えはノーである。実際にはサラモンが行った調査結果からそのような逆相関は見られなかった (サラモンら, 1996)。調査当時の日本はラテンアメリカ諸国と同様に政府もNPOもともに小さいことが明らかになった。そこでサラモンは対立理論で説明できないこれらの疑問に答えるべく政府と非営利セクターとの関係を潜在的なパートナーとして捉える代替理論の可能性を指摘している。さらに社会的要素としての社会保障システム、労働者層の影響、宗教の役割などを分析することによってこの多様性を政治学の理論である「社会起源説」を援用して説明する試みを行っている (山内, 2001)。いずれにせよ国際比較研究から明らかになったことは、NPO法ができるまでの日本は「非営利組織を成立することの難易度から言えば、多くの意味で先進諸国のなかでももっとも制約の多い国」であったということである (サラモンら, 1996, p.120)。すなわちそ

れまでは非営利組織の設立を認可する法体系が存在しなかったのである。類似する概念として公益法人は存在したが、その登録は非常に困難で、活動を希望する分野の「主務官庁」の認可と高額の金融資産が求められた。そしてそれぞれの分野によって法律が異なり、各省庁が独自に管轄していた。言い換えれば、非営利組織の設立は英米法では比較的自由であるが、日本法ではこのような組織の設立は権利としてではなく、政府がその組織の価値をどう見るかによって決められてしまっていたのである。そうであるとすれば、その後ボランティア活動のうねりや市民社会への希求が高まったことによってNPO法が成立したことは非常に重要な意味があり、法律ができたことによってボランティア団体として任意に活動していた団体に大きな変化をもたらしたことは想像に難くない。次にそのNPO法について概観する。

2. NPO法

非営利セクターに法人格を与える働きをしたのがNPO法である。NPO法は1998年3月25日に成立、同年12月1日から施行された。当時は12の活動分野が規定されていたが、2003年5月1日の改正NPO法において5種類が追加され、全部で17分野になった (表1参照)。

NPO法第1章第1条には、「この法律は特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」とあり、ここでいう特定非営利活動とは「表1に示す活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする」と規定されている。また、特定非営利活動法人はその行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限りその他の事業を行うことができるが、その際も収益が生じた場合は当該特定非営利活動の事業のために使用しなければならない。法律の概要は表2に示す通りである。

この法律によって認証されたNPO法人は2005年6月末現在22,424法人で、活動分野別では、①保健・医療または福祉の増進を図る活動 (12,724

法人、56.7%)、②社会教育の推進を図る活動(10,559法人、47.1%)、③各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動(9,922法人、44.2%)の順で多い(内閣府)。このように保健・医療・福祉系のNPOが最も多く全体の6割近くを占めている。次に、これらの保健・医療・福祉系のNPOのなかでもとりわけ介護保険導入後の高齢者福祉の分野におけるNPOの意義について考えてみたい。

3. 高齢者福祉におけるNPOの意義

NPOの活動にはいくつかの特長がある。それらは行政主導による公的サービスでは対応できない多種多様なニーズに応じる柔軟性、即応性、特異性、緊急性だと言われるが、それにはどういう意味があるのだろうか。社会福祉基礎構造改革によって措置から契約へのパラダイムシフトが行われたが、措置の時代、表面的には社会福祉法人という民間の社会福祉事業の担い手によってサービ

スが提供されていたが実際は公の管理の下に実施されていたことは言うまでもない。社会福祉法人の多くは行政からの委託や助成による事業を行い、独自に事業推進する工夫や余力はあまりなかったと言える。つまり当時の社会福祉法人は非営利セクターであるが、その性質はほとんど公的セクターとして捉える方が妥当であった。そして契約の時代に入った今も、介護保険制度の下で社会福祉法人の独自の判断や資源で事業を進める余地は依然としてない。実際に公的な制度では対応できない多様なニーズがあり、ここにNPOが参入する社会的意義があるとされる由縁である(中江, 1998)。より詳細には以下に述べる3つがNPOの高齢者福祉における意義としてあげられる。

1) 制度の枠外に位置するサービスを提供する

2000年4月から施行された介護保険制度は、従来の福祉の概念を大きく変え、措置から契約(利用)へ移行し、以前は考えられなかった利用者の

表1 NPOの17の活動分野

①	保健、医療または福祉の増進を図る活動
②	社会教育の推進を図る活動
③	まちづくりの推進を図る活動
④	文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動(改正後、学術を追加)
⑤	環境の保全を図る活動
⑥	災害救援活動
⑦	地域安全活動
⑧	人権の擁護または平和の推進を図る活動
⑨	国際協力の活動
⑩	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
⑪	子どもの健全育成を図る活動
⑫	上記の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動
⑬	情報化社会の発展を図る活動
⑭	科学技術の振興を図る活動
⑮	経済活動の活性化を図る活動
⑯	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑰	消費者の保護を図る活動

(注) 2003年5月1日に成立した改正NPO法では⑬以降の5種類が追加され、12分野から17分野になった。

(出典) 特定非営利活動促進法 別表

表2 NPO法の概要

法人の名称	・特定非営利活動法人
法人の目的	・ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展の促進
特定非営利活動法人の定義及び要件	・特定非営利活動を行うことを主たる目的とする ・営利を目的としない ・次のいずれにも該当する団体 イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さない ロ 報酬を受ける役員が役員総数の3分の1以下 ・その行う活動が次のいずれにも該当する団体 イ 宗教活動を主たる目的としない ロ 政治上の主義の推進・支持・反対を目的としない ハ 特定の候補者等又は政党の推薦・支持・反対を目的としない ・申請に係る法人が暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと ・10人以上の社員を有する
所轄庁	・事務所が所在する都道府県の知事(団体委任事務) ・二以上の都道府県に事務所を設けるものは経済企画庁長官

(出典) 内閣府作成

選択による自己決定が重視されるようになった。しかし、介護保険は公的資金が半分投入された社会保険である以上、完全に自由な自己選択というわけにはいかない。要介護認定や利用限度額の設定、サービス内容など多くの決まり事があり、規定の枠内で利用することを想定している。だが、高齢者の生活ニーズは必ずしも想定内で完結するとは限らない。そしてそのようなニーズが満たされなければ日々の生活が成り行かないのも事実である。例えば、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯の高齢者にとって散歩の付き添いがあれば外出することもできるが、一人では転倒の危険や安全上の不安、道に迷う心配などから閉じこもりになってしまうことも多い。同じように足に不安はあるが、自分でお墓参りやショッピングなど、ちょっとした外出をしたいと考えるのは人間として当然であるが、現在の介護保険制度ではそこまでカバーしていない。通院介助には介護保険でも移送サービスが使えるが、それも細かい規定がある。そこで日常のこのような外出ニーズには移送サービスが必要になってくる。また一日中誰とも会話することなく過ごしている高齢者にとって話し相手になってくれる人が欲しいというニーズは少なくない。簡単な家事援助をひとつ例にとってみても介護保険制度の枠内では自立で非該当になるような高齢者にとって、少し手伝ってもらえればできる場合や、機能的には可能であってもやる気が起これないために家事ができず困っているというケースもある。高齢者の一人暮らしの場合、潜在的なリスクとして注意しなければならないことは不適切な食事による栄養不足である。1日に1度か2度はバランスのとれた食事を確保する必要があり、栄養補給を兼ねて配食サービスを利用することによって健康を維持することが可能である。そして、このようなサービスはNPOが独自に創出し、提供している得意な分野のひとつである。

2) 介護予防になる

NPOが提供する枠外サービスは個人の個別のニーズに応えるきめ細かなサービスが信条である。たとえば移送サービスや散歩の付き添いなどのサービスによって閉じこもりによる社会性の喪失や廃用症候群による足の筋力の衰えなどを防ぐ

効果がある。また、不適切な栄養摂取による病気の発症や持病の悪化の予防にも役立つと考えられる。そして、このような予防策は功を奏すると介護度の改善につながる。自立支援を目標とする介護保険制度としては非常に望ましいことであるが、介護度が改善することによってサービスの報酬額が下がることを考えると営利企業にとっては魅力的とは言えない。残念ながら経済的な指標からみれば介護度の軽い利用者を創出することはサービス提供者にとっては利益率を下げることになり、事業運営を困難にすることにつながる。したがって営利企業が好まない分野であり公的セクターによるサービスも届かないとすれば、ここでもNPOが必要であることは明らかである。

3) 自治体と協働できる

NPO法人は税制上の体系は別として、基本的に公益法人に含まれる。この公益法人というのは、不特定多数の者の利益を目的とするもので、宗教法人や学校法人がこれに含まれることは先に述べた通りである。一方、営利法人はこれに対立する概念で構成員の私益を目的として、法人の得た利益を構成員に分配する。地方自治体は公的な機関であり公平公正であることやできるだけ多数派の意見を尊重することが重視される以上、構成員の利益を目的として行われる事業よりも不特定多数の者の利益を目的とするNPO法人が実施する事業とパートナーシップを組む方が一般市民の理解を得やすい。特に介護保険制度が導入されてから企業も在宅福祉サービスの提供者として参入している今日、社会的使命(ミッション)を掲げて活動するNPOとの協働を図ることは自然である。先の国際比較研究においてもこれを指示する結果がでている。すなわち、非営利組織は民間の公益活動への寄付によって支えられていると信じられているが、実はそうではなく会費や事業収入に加えて政府が大きな財源となっているのである。先の対立理論とは逆で、公的セクターと非営利セクターの二つのセクター間の協力の範囲が増大し続けているという傾向がみられた。これによって非営利セクターは政府の資金によるサービスを請け負い、政府そのものの膨張なしに政府のサービスの拡張を可能にしている(サラモンら、

1996；サラモン，1994)。ただし、両者の関係はあくまでも対等のパートナーシップによる協働であり、そこに上下関係ができたり行政の下請けにならないよう注意する必要がある。

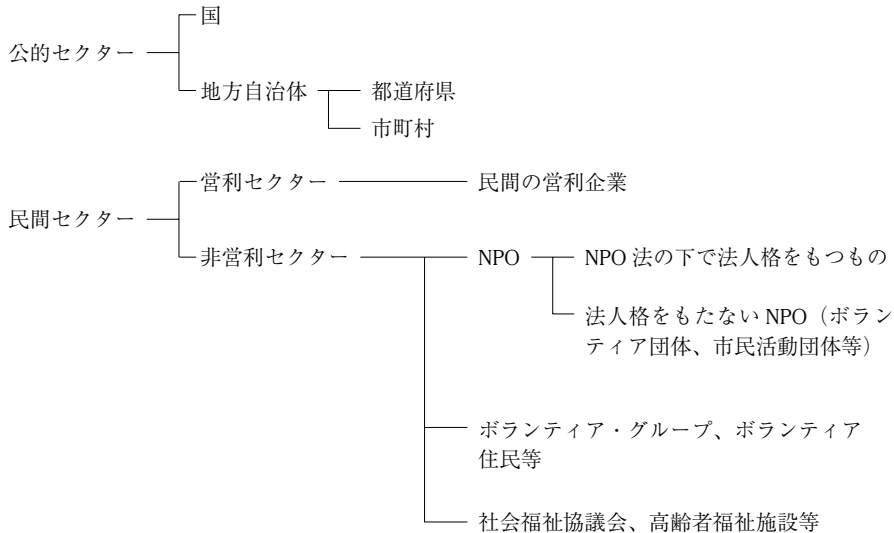
次に高齢者福祉における非営利セクターの役割を考えると、その中心となる介護保険制度とNPOの関係について述べる。

4. 介護保険制度へのNPOの参入

2000年4月から施行された介護保険制度は福祉の分野で活動するNPOに大きな変化をもたらした。その最も大きな理由は、法人格を取得したNPO法人が基準を満たせば介護保険の指定事業者として参入できるようになったことである。介護保険制度が始まる前までは、高齢者福祉の分野では行政が措置権を行使し、福祉施策を一手に引き受けていた。福祉サービスは行政による委託で社会福祉法人、社会福祉協議会、福祉公社等の限られた団体が実施していた。介護保険制度の導入によって、福祉サービスのうち施設サービスは従来通りであるが、在宅サービスについてはNPO法人や民間企業にも門戸が開かれたのである。すなわち介護保険によって高齢者福祉サービスは従

来の公的セクターだけでなく、民間セクター、NPOなどの非営利セクターといった多様な提供主体が出現することになった（図1参照）。

NPOは法人格を持つことが基本的要件で、厚生労働省の定める基準を満たせば都道府県知事の指定を受けることができる。こうして住民参加型在宅サービスを担ってきたボランティアの活動がNPOとして法人格をもち、介護保険制度内での活動には介護報酬が得られるようになった。このことを当事者の視点からみれば、自分たちはもはや単なるボランティア団体でなく、安定収入を確保した法人として基盤を確かなものにし、活動の幅をさらに広げることが可能になったのである。介護保険制度の中でNPO法人が運営する指定居宅サービス事業所は、2001年9月現在訪問介護で7.9%、通所介護で12.4%である（厚生労働省、2001）。今後、地域における小規模多機能方式施設へのニーズや、団塊世代高齢者の新たなニーズが増大することになれば、さらに介護保険事業に参入するNPO法人も増加することが予想される。介護保険への参入は介護系NPOにとって飛躍的な発展への機会となったのである。



出典) 川村匡由『新しい高齢者福祉』ミネルヴァ書房 1996 p.49を参考に筆者作成

図1 高齢者福祉サービスの多様な供給主体

5. NPO にみられるサービスの質の特徴

ここでは介護保険サービスの多様な供給主体の一翼を担うようになった介護系NPOの存在意義を問う際の視点として、そのサービスの質について論じる。田中は(2003)、NPOの特質を枠外事業と介護予防に特化するだけではいけないと述べている。つまり介護保険事業者としてのNPOもNPOとしての独自性をささなければ介護保険下においては営利企業と変わらなくなってしまい、その存在意義はなくなるというのである。田中の主張に依拠しながら営利企業のサービスと比較して、NPOが誇れる特徴あるいは強みについて述べる。

1) 当事者性

NPOと営利企業の違いはNPO本来の特性である「当事者性」の原理にある。利用者の困っている状況を見てサービスを提供する際、「自分ならどうしてほしいか」を考えて行動する。田中によるとNPOの事業所が最初に立ち上がった理由は、地域の高齢者が「自分がしてほしい」と思う人間的なサービスを提供したいという想いからスタートしており、それはNPOのDNA(遺伝子)として認識されるほどである。

2) 経営参加方式

NPOの構成員の立場は営利企業の社員の立場と異なり、ホームヘルパーとしてNPOで働く人の多くはNPOと雇用契約を結んだ労働者であると同時にNPO法人の会員でもある。被雇用者でありながら団体運営に責任をもつ社員(法人の要件となる社員)であるため、サービス提供をする際もその団体を背負って行うことになる。そのことが単に雇用契約を結んで仕事をしている営利企業の社員とは異なり、NPO法人のミッションを共有し、その実現に向けて実施する事業の一環としてサービスを提供するという意識につながる。

3) ネットワーク型

NPOは営利企業と異なり地域社会から生まれ、そこに育っている団体であるため、当該地域の様々なボランティア団体、NPO、自治体とネットワークを持っている。それは社会資源の情報であったり、団体間の連携であったりするが、自分

たちが提供できないサービスについても他の団体や機関を紹介することで多様なニーズに応えることができる。NPOの場合は営利目的のために利用者の「囲い込み」を行うようなことはなく、団体間の連携によるサービスの自由な展開が可能である。

4) 地域密着型

先にも述べたように地域社会から生まれたNPOはその存在そのものが地域密着型である。NPOの場合は地域社会への奉仕を基本としていることから、広域にわたって事業を展開するという例は少ない。そして当該地域でのNPO間のネットワークによる連携を背景にして、顔の見えるサービス提供が可能である。現在介護系NPOの中には事業収入が3億円近いものもあるが(田中ら, 2003)、その経営規模は拡大路線を追求するのではなく、法人会員間の適度な関係性を担保しつつサービスを提供することがその質の維持・向上につながっている。

6. 今後の課題

以上、高齢者福祉における介護系NPOの意義について考察してきたが、介護系NPOには課題も山積している。そしてそれらの課題は時代の要請によるものが大きい。つまり介護保険制度が導入されたために生じた変化への対応を迫られているのである。そして環境の変化に柔軟に対応できるかが今後の介護系NPOのさらなる発展を左右する鍵となる。

それらの変化とは次に示す4つに集約できる。

1) 組織内部の変化

NPOが介護保険制度の事業者としてサービス提供する場合は雇用を前提として事業主であることを求められるため、雇用関係が発生することは先述のとおりである。それまでは法人の社員として仲間同士であったメンバーが、理事長と雇用関係を結ぶ労働者という立場になる。そのことはNPOという組織内部に大きな矛盾をはらむことにつながる。すなわちミッションを共有する仲間としての横の関係と介護保険事業者として事業を実施する雇用者と被雇用者という縦の関係を同一組織に内包することになる。多くのNPOは介護

保険事業者として収益事業を行う一方で、本来のミッションを達成すべく枠外のサービスを同時に提供している。したがって、そのようなNPOの場合、ひとつの小さな組織の中で営利企業と同じ土俵で収益を追求しながら他方ではボランティアな活動を推進するという相反する目的をもつ事態が起こっている。

2) 収益事業の拡大

NPO法人の6割近くを占める保健・医療・福祉分野のNPOのうち、もっとも財政的に安定した基盤を築くことができたのは介護保険事業者になった介護系NPOである。NPOといえどヒト、カネ、モノ（情報）が必須条件であるが、財政的な脆弱さはNPOの普遍的な課題とされてきたなかで、介護系NPOの収入の増大は画期的といえる。しかし、その反面NPO本来のミッションを達成することより収益事業を優先してしまう傾向にある。当初から資金不足により人件費や事務所経費などを工面してきたNPOであるから事業収益が伸びることは望ましいには違いないが、介護保険事業しか実施しないNPO法人はNPOとしての存在意義を問われて然るべきであろう。介護保険サービスは半分公費の投入された公的介護保険制度の下で行われているものであり、個別のニーズに十分対応することはできないことを再認識する必要がある。したがって収益事業の拡大に気をとられ、介護系NPO本来のミッションである高齢者や障害者の日常生活におけるQOLの向上に寄与する役割を忘れてはならない。

3) マネジメントの必要性

従来のボランティア団体は志を同じくした人たちの任意の集まりであったために、優れたマネジメント能力がさほど必要とはされず、NPOに関わる人たちもどちらかと言えばマネジメントに関して苦手意識をもっていたりする。しかし、介護保険事業者となった介護系NPOの場合は営利企業と同じように収益を上げていく上で効率的な経営手腕が求められる。一方でミッションを重視した本来の活動を実施していくための人材・資金・事業展開などのマネジメントも必要である。そしてこれら2つの性質の異なる部門を内包する組織の運営も同時に行っていかなければならない。一人のカリスマ的なリーダーが組織を引っ張ってい

くというのではなく、継続的な責任を負う社会的な存在としての確固とした組織体制が必要である。そのためにも人材の育成や安定した資金調達、先駆的な事業展開などを可能にする優れたマネジメント能力を組織内に確保することが課題となる。

4) 団塊世代の受け皿

団塊の世代が定年を迎え始める年を2007年問題と呼ぶように、今後この大きな固まりの人口が高齢者世代になる2015年は政府の高齢者福祉施策にも大きな転機を迎える時として注目されている。すでに定年延長を決めている企業もあれば高齢者を積極的に採用している企業もあるが、やはり多くは60歳で定年退職をする。元気で活力があり経営や事務のキャリアをもつ彼らは貴重な人材と言える。そもそも60年代の全共闘運動や反戦運動を担ってきた彼らは社会に対する関心が高いと言えるのではないか。善意と社会性こそが団塊の世代が他の世代に対して胸を張ることができる特徴だと言い切る同世代もいるほどである(三田, 2005)。団塊の世代を介護サービスの受け手にするのではなく、その前に高齢者福祉の担い手として活躍する場を提供することが求められている。

おわりに

以上、わが国のNPOの位置づけや法律の制定によって新しく誕生したNPOという組織について、高齢者福祉における介護系NPOを通してその意義を模索してきた。団塊世代の高齢化を控え、今後ますます進展する高齢社会のなかで介護系NPOの果たす役割は大きいと思われる。しかしわが国におけるNPOはまだ欧米諸国のそれに比べると寄付の扱いや税制上の優遇措置、社会的認知度や信頼度において十分とは言えない。また、2006年度から実施される改正介護保険制度において、介護系NPOがどのような影響を受けるのか明らかにはなっていない。介護保険事業者として従来通りのサービスを提供していくことは難しい状況にあることは間違いない。新しい制度の中でのこれらの介護系NPOについて、今後その意義を実証的に検証する必要がある。

謝辞：恩師荒川義子先生の退職記念号出版に際し、拙稿を掲載する機会を与えられましたことを心より感謝申し上げます。

引用・参考文献

電通総研 (1996)『民間非営利組織 NPO とは何か—社会サービスの新しいあり方』日本経済新聞社。
 入山映 (2005)『NPO 小辞典』笹川平和財団。
 近畿労働金庫監修, 山岡義典・早瀬昇・石川両一編 (2001)『NPO 非営利セクターの時代』ミネルヴァ書房。
 厚生労働省 (2001)「社会保障審議会介護給付費分科会資料 (平成13年10月22日)」。
 レスター・M・サラモン (入山映訳) (1994)『米国の「非営利セクター」入門』ダイヤモンド社。
 レスター・M・サラモン, H・K・アンハイアー (今田忠訳) (1996)『台頭する非営利セクター—12カ国の規模・構成・制度・資金源の現状と展望』ダイヤモンド社。
 三田誠広 (2004)『団塊老人』新潮新書。
 内閣府 (2005)「特定非営利活動法人の分野について (2005/6/30現在)」 <http://www.npo-homepage.go.jp>。
 中江章浩 (1998)『日本の NPO システム—医療福祉サービスの NPO』エヌビー通信社。
 日本 NPO 学会編集委員会 (2001)『NPO 研究2001』日

本評論社。
 NPO 研究フォーラム (1999)『NPO が拓く新世紀—米ジョンズ・ホプキンス大学の「影響力分析」と日本の NPO』清文社。
 大阪ボランティア協会 (2004)『ボランティア・NPO 用語事典』中央法規。
 Salamon, Lester M., Helmut K. Anheier, Stefan Toepler, S. Wojciech Sokolowski and Associates ed. (1999) *Global Civil Society : Dimensions of the nonprofit sector*, Johns Hopkins University Center for Civil Society Studies.
 さわやか財団監修, 長寿社会文化協会編 (1998)『NPO が描く福祉地図—介護保険とこれからの社会』ぎょうせい。
 渋谷智明 (2001)『福祉 NPO—地域を支える市民起業』岩波新書。
 島田恒 (2005)『NPO という生き方』PHP 新書。
 田中尚輝 (1998)『ボランティアの時代—NPO が社会を変える』岩波書店。
 田中尚輝・浅川澄一・安立清史 (2003)『介護系 NPO の最前線—全国トップ16の実像』ミネルヴァ書房。
 Weisbrod, Burton A. ed. (1998) *To Profit or Not To Profit : The commercial transformation of the nonprofit sector*, Cambridge University Press.
 山岡義典 (1997)『NPO 基礎講座』ぎょうせい。

Care-Providing NPOs (Non Profit Organizations) in the Field of Social Work for the Elderly

ABSTRACT

This paper explores the roles and potentiality of care-providing NPOs in the field of social work for the elderly. First, the history and current position of NPOs generally in Japan are presented through an international comparative survey of these organizations. Second, the impact of the establishment of the NPO Law and the Long-term Care Insurance Law on these care-providing NPOs is viewed in terms of promoting their activities and making their presence felt in the field of social work for the elderly. The benefits of NPOs were evaluated in comparison with private, for profit organizations in regard to their services for the elderly. These are 1) providing good services from the perspective of the concerned parties; 2) participating actively in management; 3) establishing a close network among various service providers; 4) having a strong local orientation. However, NPOs face the following challenges. These are 1) to adapt to the change of organizational structure; 2) to pursue their mission while expanding their financial resources; 3) to acquire management skills; 4) to include baby-boomers as participants in their activities. For the next step of research, a substantial study on the significance of care-providing NPOs under the new Long-term Care Insurance Law should be conducted.

Key Words: social work for the elderly, care-providing NPOs, the NPO Law